第２　給与所得の源泉徴収事務

居住者に支払う給与所得の源泉徴収事務は、月々（日々）行う給料や賞与などの源泉徴収の事務と年末に行う年末調整の事務とに大別され、①課税対象となる給与所得の範囲、②配偶者控除や扶養控除などの各種控除の適用要件、③税額表の使い方や具体的な税額計算の方法などが、そのポイントとなります。

（注）居住者と非居住者との区分は、その人の国籍や在留資格（入国ビザ）には関係がなく、その人が国内に住所を有するか又は国内に継続して１年以上居所を有するかどうかなどにより判定しますが、次の場合には、それぞれ次のように取り扱われます。

1　国内に居住することとなった人が、国内に継続して１年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有する人と推定されます（所令14）。

2　国外に居住することとなった人が、国外に継続して１年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有しない人と推定されます（所令15）。

Ⅰ　源泉徴収事務のあらまし

給与所得の源泉徴収事務のあらまし及び源泉徴収を行うに当たって使用する税額表や申告書等は、次のとおりです。これらの税額表や申告書等は、税務署に用意してあります。

また、国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」のページ**【www.nta.go.jp/gensen/index.htm】**を設けています。

この「源泉徴収義務者の方へ」のページでは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式や、「源泉徴収のあらまし」などの各種手引・パンフレットをはじめ、源泉所得税に関する質疑応答事例など源泉徴収の手続に際し必要となる情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、「源泉徴収義務者の方へ」のページは、国税庁ホームページのトップページの左下にある「源泉徴収義務者の方へ」の入口から簡単にアクセスすることができます。

⊙月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務

〈事務の内容〉	〈使用する税額表や申告書等〉
1　控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの内容の確認	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
2　給料や賞与などに対する源泉徴収税額の計算	給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表
3　源泉徴収税額の徴収とその事績の記録	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
4　源泉徴収税額の納付	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）

⊙年末調整事務等

〈事務の内容〉	〈使用する税額表や申告書等〉
5　生命保険料・地震保険料控除、配偶者特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除などの各種控除額の確認	給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
6　年末調整による過不足税額の精算と納付	年末調整のための所得税額の速算表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表、給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）
7　源泉徴収票の本人交付と税務署への提出	給与所得の源泉徴収票